- 1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
- 2. 日時: 令和4年6月23日(木)16時30分~17時15分
- 3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門 本多主任安全審査官、真田安全審査官 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

- ※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- 6. その他 提出資料 なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁の本田でございます。今日は急にちょっと面談をセットさ
	せてもらいましてありがとうございます今、
0:00:13	大洗みな来たのですね保安規定の変更認可申請を審査中なんですけれど
	も、その審査の過程においてちょっと明らかにしておきたいなというこ
	とがちょっと幾つかございましたので、
0:00:25	この面談においてちょっとこうをそのことを経営さんにお伝えしようと
0-00-22	思います。
0:00:33	よろしくお願いいたします。
0:00:37	それではよろしいでしょうかお伝えいたします。
0:00:40	はい。
0:00:41	一つはですね、ホットラボと、あとその燃料研究棟の倉庫を共通するこ
	とで
0:00:50	使用しなくなった設備を維持管理設備っていうふうに移行してまた別途
0.01.00	管理しますと、いうようなことを保安規定の中で、
0:01:00	はっきりさせておるわけですけれども、私たち審査してる段階において
0:01:10	この維持管理設備の維持管理設備の 名について保安規定でどういう形で管理なさされてるのかっていうのを
0.01.10	ちょっと審査するにあたってですね私たちとしてはその審査基準という
	のはあるんですけれども、
0:01:22	その中の第8号の中にですね、
0:01:27	9番目の項目として汚染拡大の防止に関連することがもうございまし
	て、短い設備は、まさにその汚染拡大防止のために維持管理、
0:01:39	いろんな方法を使って、維持管理されてるのかなっていうふうに理解し
	てますので、この維持管理設備に維持管理設備についてはこの 5000、
0:01:50	拡大防止、
0:01:51	汚染拡大防止の措置として、
0:01:55	いろんなことが保安規定の中でなされることが定まっていると、いうよ
	うなことを確認したいと思っておりますんで、これまでの面談の中とか
	或いは申請書の中ではちょっとそこのところが、
0:02:07	若干明確じゃなかったので、これを明確にして欲しいなということが一
0.00.11	つ目の
0:02:16	項目でございます。
0:02:18	後続けますと二つ目はですね、
0:02:26	燃料研究棟の方で、
0:02:29	ですけれども、燃料研究棟の方に置いて、その変更の内容はですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	すべての変更内容については平成3年の11月ですかね、変更許可申請
	を終えたときの、その変更許可申請の内容を保安規定の方に盛り込ん
	で、
0:02:54	保安規定上でも明確にするというような内容かと理解はしておるんです
	けれども、これもちょっとこれまでの面談とか、資料に一部ちょっと書
	いてあるんですけども改めてですね、
0:03:08	許可、許可の反映でありますと、
0:03:11	いうことをちょっと明確にしていただきたいなというのが二つ目になり
	ます。
0:03:18	それからもう1個はですねホットラボなんですけれども、
0:03:23	フォーラムの方で、今回の申請の変更の内容の中に考案規定の 13 条 17
0.00.00	条のところで、JMTRから確認で数を受け入れますと、
0:03:36	いうような条文を追加されてございますけれども、もともとの高瀬はその充憲された。
	の変更前においては、第3項における核燃料物質を使用しないっていう 白の制限みたいな条文を削って、
0:03:52	日の制限みたいな栄义を削って、 JMTRから核燃料物を受け入れますという新たな条項を追加したわけ
0.03.32	ですけれども、ここについては
0:04:02	第 17 条の第 3 項だけを削ればですね、JMTRから受入れるってこと
313 1132	が、だから気強化の第 17 条の 1 項と 2 項でそれ、そのJMTRから受
	入れるってことが読めるんではないかなと。
0:04:18	いうところは、
0:04:20	思ってるところなんですけども、どう、
0:04:24	どうしてこう、あえてJMTRから、受入れるってこう言う状況にした
	のかっていうのを、
0:04:34	ちょっとご説明いただきたいなと思っております。以上3点なんですけ
	れども。
0:04:41	それと、規制庁から何か補足で、或いは訂正とかございましたらお願い
0.04.47	します。
0:04:47	いや、特に、
0:04:49	ないでよろしいですか。はい。
0:04:52	一方、
0:04:53	まず以上3点ご理解いただけたということでよろしいですか。
0:04:58	はい。検証機構東京事務所企画本部戸村です。はい。ご質問、の内容に
	ついてお願いいたします。
0:05:07	衛藤。
0:05:09	それで、はい、お答えできる分にしては。そうっすね、お答えってこと
	で。はい。すいませんちょっと大事なこと言われます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	面談で、こうやってご指摘させていただいたんで面談で回答をということがセオリーとしてあるんですけどこの場で口頭でね、お答えできるこ
	とがあればお答えいただいてちょっとそれも徴収したいなと思ってます
	けども。
0:05:32	もしあれば、ちょっと順次よろしくお願いいたします。
0:05:37	はい。検証機構東京事務所本部、仲村です。承知いたしました。では現
	場の方からですね今土山さんの方から回答できる範囲で結構ですので回
	答の方、よろしくお願いいたします。
0:05:52	まず燃研棟の方から回答していただいてよろしいです。
0:05:58	こちら、内部の石川矢澤石川です。
0:06:02	1点目と2点目の質問につきまして、燃料研究棟の回答をさせていただ
	きますがよろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:06:10	はい。まず1点目、機械設備の全国大会工事に関してですけれども、
0:06:17	第7編第8条におきまして、アイソリティという記載がございます。
0:06:24	グローブボックスの不具合について規制があるんですが、こちらは核燃
	料物を取り扱い、維持管理設備の部分をピック分と記載しておりまし
0.00.04	
0:06:34	解説のグループの同様負圧の維持、拡大防止を行います。
0:06:39	また維持管理設備におきましては、風土もございますが、こちらにつき
	ましてもこの附帯8条におきまして、教員状態を維持するということで
0:06:54	追記しておりまして、より拡大防止の措置を行っております。 また、同じく第7編の第13条の3%で入れて、
0:06:58	施設の保安について、施設管理目標であったり、伊勢。
0:07:03	管理の実施計画等で定めることとしてございます。
0:07:06	この中で、燃料研究棟所掌する設備、医薬品について記載されておりま すけども、
0:07:13	設備機器には、4 時間設備を含むというふうな記載としておりまして、
0:07:17	次回説明じゃない、昨年の夏を取り扱うグローブボックス等と同様に、
0.07.17	気密確認であったり、負圧確認を行うことで、
0:07:25	防災拡大の運営をする、
0:07:31	二つ目の質問について、
0:07:35	今回の保安規定の変更内容についてですが、そうした通り、令和3年の
0.07.00	11月10日にございました、核燃料物の申請、
0:07:45	移ら内容を反映したものになります。
0:07:48	一応、補足にはなりますけれども、今回、放射線廃棄物の廃棄分、いわ
	ゆるNRの管理について、追加してございますが、これ市営業。
0:07:59	変更許可申請書の本文には記載がないものになりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	今回、設備の一部を解体撤去を行うことによりまして、参考資料とし て、快適な方法の
0:08:11	掲載してございます。
0:08:13	この中で、NRの管理について触れていることから、今回保安規定に
	も、NRの管理について、追加したという風になってございます。
0:08:23	年代の方になります。
0:08:28	はい。
0:08:29	ありがとうございます。じゃあ、続けて、浦郷からもお願いします。
0:08:35	はい、ホットラボ課の木村ですよろしくお願いします。まず一つ目の質
	問ですけども汚染拡大防止の件ですけども、
0:08:42	こちらのホットラボの方ではですね維持管理中の設備のうちですね、汚
	染拡大防止が必要な物品につきましては現在養生を施しております。
0:08:53	保安規定第 6 編に今回新設しました第 16 条の 2 におきましては、
0:08:59	記載内容としましては、その維持管理状態を点検するというふうに記載
0.00.5	しております。
0:09:06	
0:09:08	他にですねこの呼び出しから別表 7-2 というところを呼び出してまし
	て、こちらの方にですねこちらの点検項目として、電源遮断等の確認
0:09:19	と、
	記載してまして、
0:09:22	等という記載があります。
0:09:25	これらよりですね、第2条で定める、保安規定の第2条で定めてます手 引きがあるんですけども、こちらの方にですね、点検項目として、
0:09:35	5 さかめるんですりとも、こららの方にですね、点快項目として、 汚染拡大防止がなされていることということを記載することでしっかり
0.03.33	汚染拡入防止がなされていることということを記載することでしっかり
0:09:46	もう1点ですけども第3項、
0:09:51	第 17 条の第 3 項を削除すればというところのお話ですけども、こちら
3.33.31	すでに許可されてますホットラボの
0:10:01	許可の
0:10:02	P2−51というところにですね、フローチャートがございます 2−1フ
	ローチャートというものがございまして、そちらの方の記載。
0:10:15	おきましてJMTRから、
0:10:17	核燃料物質の搬入という記載がございます。
0:10:21	この記載との整合を図ることから、JMTRの受け入れというところを
	限定したというところとなっております。以上です。
0:10:35	はい。
0:10:36	ありがとうございました。
0:10:40	維持管理設備については、
\•/ a	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	こちらが
0:10:47	対象であろうと思っているその汚染拡大防止っていう措置についてはそ
	れぞれの
0:10:52	燃料研究法及びホットラボにおいても、その汚染拡大防止に、
0:10:58	するための条文はすでに記載があって或いは、
0:11:03	トラフについては点検をしますよと。
0:11:06	維持管理状態を点検をしますよ、休場分を今回改めて追加してますとい
	うことはわかりましたありがとうございます。
0:11:14	それとホットラボの方については手引きっていうか、手引きを立てるっ
	ておっしゃいましたけど第2条にある手引きの作成のところの、手引き
	においてその汚染拡大防止策についてはさらに細かく、
0:11:28	取り組みはますますしますということのご説明だと理解しましてありが
0.11.04	とうございました。
0:11:34	それと、燃研棟における変更内容については基本的にはすべては、レジャー3年11月の
0:11:45	マー3 年 11 月の 変更許可申請における許可内容を、保安規定の方で具現化すると、いう
0.11.43	ことではありますけれども、ただし、放射性廃棄物の廃棄物、NRにつ
	いては、
0:11:57	その解体撤去の方法を説明したところの、
0:12:02	中でも出てくる説明文一部であるということも理解しましてありがとう
	ございます。
0:12:09	それと、3番目の問題でソフトラボにおける核燃料物質、JMTRから
	核燃料物質の受け入れの条文なんですけども、これもこのフローチャー
	トを使用許可のフローチャートを
0:12:23	その整合を図るということであえてJMTRからのっていう条文を入れ
	ましたっていうこと。
0:12:30	理解しました。ここでちょっと一つだけちょっと確認なんだけど、既許
	可の一行2行だけではそのJMTRっていうのは、JMTRからってい
0.10.41	うのは、
0:12:41	なかなか
0:12:44	判断しづらいっちゅうか、1項名カクウにならないからっていうのもあ
0:12:51	るんでしょうか。或いは、 単純にもう本当にご明確にしたいっていうのは、
	字形にも 7 平当にこ 9 唯に したい う とい 7 りは、 いうような、
0:12:54	1 2 1 2
0:12:57	ホットラボキムラですけども、第3項削除だけですと、JMTRだけじ
0:13:07	ゃなくて他施設からでも受入れるように見えてしまう、受け入れ可能。 のように見えてしまいますので、ちょっと吉良さんごめんなさいちょっ
0.13.07	しとここ切れて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:12	ごめんなさい。
0:13:14	もう1回いいですか。聞こえますか。どうぞ聞こえますはい。はい。
0:13:20	第3項だけの削除ですと、JMTR以外の施設からでも入れないと、そ
	のように見えてしまいますので、許可、
0:13:30	では、JMTRというふうに限定してますので、なるほど整合を図ると
	いうところであります。
0:13:38	3 項削除だと
0:13:40	聞こえます。
0:13:42	聞こえてます。参考の削除だけだと、その加工の整合が図れなくなって
	しまうから、あえて税務でした。そういう感じです。ありがとうござい
0:13:55	ました。
0:13:58	金田さん、何かありますか。
	ちょっと、
0:14:00	私は2点ですね。
0:14:03	はい。
0:14:04	藤。
0:14:06	土肥の一番の維持管理設備のお話は、ちょっと直球で言うとその、
0:14:12	審査基準をどこに引っかけるかって話で、
0:14:17	その第8号の、
0:14:19	汚染拡大防止のための放射線防護上、
0:14:23	必要な措置が定められていることに、
0:14:27	引っかけてよろしいですか。
0:14:37	まで聞こえてるから。
0:14:38	こちら年代の1ヶ月、2系統は問題ありません。はい。
0:14:45	ホットラボキムラです。ホットラボもそれで問題ありません。そうです
	か。
0:14:49	なので、
0:14:53	わかります。
0:14:54	ちょっとなかなか維持管理設備の方に、
0:14:58	1×2かっていう、
0:15:02	多分そういうのは想定してないで作ってるんですから、
0:15:05	多分どこが座りがいいのかっていう話だと思うので、
0:15:10	今の基準だと、
0:15:12	第8号で読むのがいいのかなっていう。
0:15:15	感じかなと思います。従いまして、
0:15:17	この
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:19	っけ。
0:15:22	保安規定の審査基準。
0:15:24	の改定表を出してもらって。いえ。
0:15:27	ことですね。
0:15:30	それは対応できますよね。
0:15:34	審査基準を案対比を作ってますよね。
0:15:39	保安規定の審査基準と保安規定と条文との対比表を作って、面談資料で
0110100	提示してもらってもいいと思いますけど。
0:15:47	そこに維持管理設備、
0:15:50	の話は、
0:15:51	第8号の汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置が定められてい
	ることにも該当する話。
0:16:02	なので、そちら側にも書いた上で、再度この表を出した面談資料で出す
0.10.00	٤.
0:16:09	いうのは合意が取れたということでよろしいでしょうか。
0:16:15	全件と了解しました。
0:16:17	ホットラボも了解しました。
0:16:20	もう1点
0:16:24	ただし、ちょっと我々もそんな補正を求めてるわけじゃないので、あん
0.16.00	まりちょっと事前チームにならないいただきたい。要はその
0:16:32	何でこういう条文になったのかの解説を。
0:16:37	してもらいたいっていうことなんですと、まず、
0:16:41	なので
0:16:45	ちょっと先ほどの説明でフローチャートを反映したっていうのは、もう
0:16:55	説明済みなので、あんまりそこを説明されても、そんな比較が違う。 なくて、
0:16:57	どちらかというと、
0:17:00	この条文でいうと何なのかな。
0:17:03	今までその変更許可を受ける前、
0:17:08	照射後試験を終了する前は、
0:17:11	当然JMTRからの受け入れもできたわけですよね。
0:17:15	他の施設からの受け入れもできましたと。
0:17:19	いうことを、
0:17:21	がありましたっていうのはちゃんと紙に書いといてもらいたいんです。
	要はその既許可の説明。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1	
0:17:26	今までえられていた許可っていうのは、JMTRからの受け入れってい
0.17.21	うのある人。
0:17:31	他の施設からの受け入れっていうのもありました。
0:17:34	それに対応するものとして、どの条文に引っかけて、
0:17:39	コア法案県土の十分に引っかけて、受け入れることをしてたのか。
0:17:45	それはちょっと今話した第1項と第2項なのかわかんないすけど、
0:17:48	隣と、
0:17:51	いろんな施設から受け入れることができるような条文の構造になってま した。
0:17:59	いよいよ前回の変更許可によって、
0:18:03	照射後試験を終了して、
0:18:07	JMTRからの受け入れっていう形で変更がされました。
0:18:12	その手当をするためには、
0:18:15	第3項を入れないといけないんですそれはなぜかというと、今の話だ と、
0:18:21	JMTRに限ってますので、JMTR限定をかけるような条文を入れないといけない。
0:18:27	ていう。
0:18:29	説明。
0:18:31	だったと思うんですけど。
0:18:33	そうなんだとすると、そういう説明ですね、前の許可はこうなってま
	す。
0:18:38	この許可を実現するために保安経営はこういう、
0:18:42	どの上限で、
0:18:44	こうしてましたって、解説してもらって、
0:18:48	変更許可が出されて変更とかでこう改定されました。
0:18:52	ていうのを書いてもらって、保安規定の上限
0:18:57	で第3項追加することによってこういう効果があるんですと。
0:19:02	従って、この保安制度変更っていうのは適切なんですっていうちょう ど、
0:19:07	条文の解説を。
0:19:11	入れていただきたい。
0:19:15	それを、
0:19:18	あれですわ。
0:19:29	ホットラボ、今まで 5 月 18 日ぐらいもらってると思いますが、浦口 8 園、
	四、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:35	ホットラボのそのパワーポイント作ってもらってますよね。
0:19:39	それの改訂版っていう形で出してもらうと。
0:19:45	これはこの保安規定の申請の概要を佐田、説明したポイントでそれに、
0:19:52	この条文を追加した理由、追加するとこういう効果が生まれるんですっていう解説書を、
0:19:59	ちょっと1枚か2枚、1枚出たりと思うんだけど、1枚か2枚か出して
	もらえればいいんじゃないか。
0:20:05	と思います。
0:20:06	もう1個の年金等の許可反映なんですっていうのは、クリアに申請書に
	はちょっと局反映だって書いてませんで、
0:20:15	この 5 月 18 日のパワーポイントですね。
0:20:18	この 5 月 18 日の燃料研究棟のパワーポイントの中に、
0:20:21	許可の反映なんですと。
0:20:23	ていうのをクリアカットに変えてもらうっていう、
0:20:28	NRについては
0:20:31	ちょっと何か補足がある。
0:20:34	参考資料に書いたものは、あれ、いや、
0:20:37	許可と添付書類、許可の本文添付書類の中で、NRの規定を何か提示し
	たわけじゃないはずなので、
0:20:45	従ってその許可、
0:20:47	の、
0:20:48	歓迎というよりかは許可の中に書いた。
0:20:51	参考資料の反映なんですみたいな感じだと、ちょっとがんが違うような
	気もするんだけど。
0:20:57	ちょっとそこの解説。
0:20:59	評価反映よと、とにかく許可の反映ですっていう、
0:21:05	JA長。
0:21:07	ホットラボについては、申請書においても、パワーポイントの資料にお
	いても許可の反映なんですっていう形で宣言されているので、
0:21:14	いいんだけれども、
0:21:16	燃料研究棟については許可の反映なんですっていう説明が言葉としては
	ないので、ちゃんとパワーポイントの中に、
0:21:23	許可の反映なんですっていうのを、
0:21:26	ちゃんと
0:21:27	入れてもらうと。
0:21:29	いうのをもう1回資料として一式そろえて出してもらえば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	いいんじゃないかと。
0:21:36	いうふうに思います。
0:21:41	
	はい、ホットラボキムラで了解しました。
0:21:45	連結を了解しました。
0:21:50	もうちょっと意地悪な質問をすると、JMTRの受け入れのやつは第3
	項を追加するじゃない。第1項いじくらだっていいのかって話はなかっ
0.00.04	たんですか。
0:22:04	JMTRホットラボクロサワです。もともと第1項については、北口空
	の保安規定との横並び例えば燃研棟とかHTRですね、その辺のちょっ
0:22:17	と記載と同じというというということをちょっと意識しまして、あえて参考の方を明確させていた
0.22.17	だくという考えでおりました。それがちょっと止まった場合、
0:22:27	素朴に、要は今まで、1項と2項で対応してていいことに変えればいい
0.22.21	んじゃないかって話にもなりますよね。
0:22:34	なんだけど行こうと2行っていうのは、か。
0:22:38	事業区分は違うかもしれないけど、増築の
0:22:42	方アンケートの横並びとかもありまして、
0:22:45	3項を手当するっていう形で対応をとりましたっていう、どちらも開会
0.22.10	はあると、1個言ってもいいし、3個追加してもいいだけど、
0:22:53	なぜ3行いじりってことにしたのかっていう背景があるはずなんで、
0:22:59	そこを出してもらえればいいんじゃないか。
0:23:06	JMTRクロサワです。承知いたしました。
0:23:13	飯野ってもっと追加になっちゃうんだけど、
0:23:19	そもそも既認可の参考っていうのは何で追加されたんですか。
0:23:30	えっとですねホットラボの排気塔の方を建て替えを行いましたので、ホ
	ットラボの排気塔が使えない。
0:23:38	状態が一時期ありましてその間はそういう作業できないというところで
	禁止かけてました。うん。
0:23:46	ということだと思うんです。
0:23:49	いや、なので、ちょっとそこを入れてもらいたいんだよな
0:23:54	何ていうかな、新規に追加された参考の話は普通に多分説明すればわか
	ると思うんですけど、
0:24:01	そもそも 9、
0:24:04	5 安定にやった参考ってこれって背景知らないとかそんなんなんだって
	話になりますよね。
0:24:11	それ紐解いたところによると、
0:24:15	許可においては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:22	ホットラボが使用できるという許可なんだけれども配当の提供ではなか
	なかそういうのがあって、使用禁止規定をするにはどうするかっていう
	のは許可縛るじゃなくて保安規定で縛るということにしましょうと。
0:24:34	いうことで、使用制限の規定を設けました。
0:24:38	ということなんだと思うんだけど、何かちょっとそこも解説してもらい
	たいんですね
0:24:44	3 項を追加したっていう話を上げていくんだけど、3 項のそもそものこ
	の規定って何なのって話になって、いや、これは経緯がありまして、こ
0.04.50	ういう意味でつけたんですよっていうのを、
0:24:56	ちょっと解説書として入れといてもらえれば、ここに、
0:25:03	それで借り入れんだけど、
0:25:06	寺尾木村です了解しました。はい。
0:25:16	ちょっとこれ
0:25:18	ちょっと町民になっちゃうんだけどこれ、フォローの配置等って直った
	のって、かなり前ですよね。
0:25:28	はいそうです。
0:25:30	でもそれまで直ったんだけれどもなおまだ、使用の制限をかけてたとこ
	ろです。
0:25:39	そうですね保安規定が直ってない以上そういう制限かけてました。
0:25:43	それはあれですかちょっと考えるところ、排気塔が使えるようになっ
0.05.50	て、ホットラボも健全になったんで、
0:25:53	直ちにその追加使用制限禁止した。
0:25:57	情報を削除して元の、
0:26:00	状態に戻しましょうっていう。
0:26:03	そういう発想も生まれるのかなと思ったんだけど、
0:26:07	これは何か今、ご説明あった通りまだなお、
0:26:11	なお、
0:26:12	なお、あいつ等が直ってもなおまだ金岸野。
0:26:15	条項を残せたってのはまだその結局、
0:26:19	お仕事的に今後、
0:26:22	核燃料物質を受入れるっていうもう、そもそもそういう環境になかった
	んです。
0:26:43	JMTRのクロサワです。もともと仕様変更許可の令和3年5月に認可
	され、許可されてるんですけど、そのあと保安規定の、
0:26:54	改正ということで動いたんですけど、機構大での組織改正等ですね、こ
	ういうものをちょっと先優先。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	ありまして、はい、そうです。そういった背景もございまして、あと保
	安規定の方の改正の着手がちょっと遅れたと。
0:27:11	状況でございます。
0:27:13	わかりました。はい。
0:27:14	ありがとうございます。東京事務所の加来ナカムラですぱっと見ていた
	だきますと、もともとですねその排気塔が大丈夫です。その安全評価に
	ついて、関連がなかった状態だったんですね本当。
0:27:29	排気塔が使えるようになったので安全の評価をして、半期じゃないよっ
0.07.41	ていうのがわかり次第、この保安の流れに
0:27:41	そうね。なので、その安全評価をしたのが安全報告書を提出しているの
	で、その中でやりましょうということになって、その許可を受けたって
0-27-52	いうのが今の黒沢の方から発言があった。
0:27:53	今わかりました後に保安規定をっていうそういう流れになっておりま す。
0:28:01	でしょ。はい、わかりました。
0:28:04	今のやっぱりちょっと
0:28:09	この時系列をちょっと入れてもらいたいんですよ、パワポに。
0:28:12	要するにその、
0:28:15	今ですね、
0:28:17	廃棄等の話がありまして、
0:28:19	配当の話があって、使用制限ってお花設けたんですっていう話をするじ
0.20.13	やないですか。
0:28:25	そうすると、今、恩田とそちらでやりとりした話が、
0:28:33	も、
0:28:34	話がおいおいんですよ。
0:28:36	従って、その
0:28:39	あれですわ。
0:28:41	廃棄等の話があって、
0:28:43	安全評価が、安全評価なり安全評価が、
0:28:49	完全にできないという状態もあって、
0:28:53	使用制限するっていう規定があって、分けて定めて型にして、
0:28:59	一方で工事というものが行われて、
0:29:02	工事というものが終了して、
0:29:05	使用ができるということにもなったんなって、手続きとして保安規定を
	変えれば良いとかそういう話もあったんだけど、
0:29:13	一方の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	何計画に基づいてから、何だかわかんないんだけど、機構の中の何と
0:29:20	か、 何とかに基づいて、
0:29:23	照射後試験については、終了するっていうような、全社的な決定事項が
0.23.20	あったんで、変更とかを直しちゃったっていうのは、位置付けのあれ
	で、
0:29:34	今回その変更許可を反映するという形で保安規定、
0:29:38	を反映することになったんだっていうその一連の解説書ですよね。
0:29:44	ちょっと時系列とともに、
0:29:46	工事の話工事が終了して、
0:29:48	今回の変更許可の話が五つあって、保安規定の認可が今回されたってい
	う、時系列も、
0:29:57	入れてもらえれば大丈夫だと思いますけどね。
0:30:00	保安規定を追加したことによる解説書。
0:30:06	と、解説書を補足するためのこの時系列を書いた紙。
0:30:11	岡書いて
0:30:12	なるほどこういうことなんですねっていうのが、
0:30:15	わかれば、この条文については異議がないって話になりますんで。
0:30:23	なんで特に何かそのや山、やましい作業は一切してないはずなんで、過
	去からの経緯を少しちゃんと解説する紙を書いてもらえれば、
0:30:33	いいんじゃないかということ。
0:30:40	はい。このトラブキムラです。了解しました。そちらのパワーポイント
	の方に行きたい。
0:30:45	します。
0:30:53	あ、聞こえますか。
0:30:55	大丈夫、聞こえてます。
0:30:57	わかりました。
0:30:58	ちょっとすいません。いろいろ、
0:31:00	盛りだくさんで、
0:31:05	いろいろ審査上はね、或いはこの審査、審査とちょっと離れたところ
	で、幹部、幹部対応っていうこともちょっと我々、
0:31:15	気をつけなきゃいけないところもあるんで、それの対応ということでも
0.21.00	うちょっと
0:31:20	ベーター資料の、
0:31:21	修正と再提出をお願いしたいと思います。
0:31:25	面談はですね、五つ、ちょっとなるべく早い方がいいんですけれども、 来週の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:31	できない。
0:31:35	資料下できる。
0:31:37	資料作る。今の対応はちょっと時間ありますか明日とか貰えれば良いん
	ですけど。
0:31:45	すいませんちょっと他の予定が明日入ってるものですから私の方でちょ
	っと明日は避けたいんですけども、
0:31:53	はい。
0:31:58	9月28、
0:32:04	年大分イシカワですけれども、資料だけであれば下、行ってきますが、
0:32:10	どうぞ。
0:32:12	資料だけであれば明日できるんであればその
0:32:15	これはもう資料受領したら終了という面談なので、その
0:32:20	資料は明日できるわけですね。
0:32:24	であれば明日面談する方向でもう至急資料作ってもらって、
0:32:28	それがないかもしんないけど、年、燃研棟は大丈夫ですか。
0:32:34	はい。点検等は大丈夫です。
0:32:39	学部ナカムラですすみません、ちょっとホットラボさんの方準備状況次
	第だと思うんですけどもご参加いただけなくても、我々の方で対応、面
	談自体の対応が可能となっておりますんで非常に準備さえできれば明
0.20.52	
0:32:53	いう話はないそうですけど、どうでしょうかね。ちょっとあれだったら 別途相談するような形でも構いませんけど、
0:33:01	高島。
0:33:03	トラブキムラですけども、ちょっと資料の内容とかも我々じゃなくて一
0.33.03	条氏、部次長にも確認いただきたいので、明日以降、明日じゃあさ。
0:33:14	来週早々でお願いできればと思うんですけども。
0:33:21	藤教授、原子力機構、仲村です。
0:33:25	それと3なんですけどちょっと昨日の準備状況を、の関係で可能でした
	ら来週以降で別途調整させていただきたいんですけども、よろしいでし
	ょうか。
0:33:39	ちょっと事務的に後でちょっと相談させて、
0:33:42	ください。はい。
0:33:43	承知いたしましたお願いいたします。
0:33:53	お伝えしたいことは、お伝えしたしあと口頭でね、ご回答もいただいた
	ってことで、
0:34:03	他に何かありますか、規制、規制庁からでも
0:34:07	JAさんから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:12	東京事務所、今後は特に当然ありません。
0:34:17	拠点さんのあり方ですか。
0:34:19	荒尾キムラですけども。すいません。大丈夫です。はい。
0:34:23	年大分イシカワですね検討ありません。
0:34:27	はい。
0:34:28	それでは規制庁からも大丈夫ですかね。
0:34:33	はい。大丈夫です。はい。面談これで終わります。どうも。
0:34:39	お忙しいところありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。